

## 21 生涯賃金など生涯に関する指標

### 21.1 生涯賃金

#### ① 指標の解説

本項では生涯賃金を推計する。生涯賃金は、ひとりの労働者が生涯にわたって得る賃金の総額である。過去に受け取った賃金の総額を調べる統計調査があるわけではなく、既存の統計から推計する。「賃金構造基本統計調査」による年齢階級別の統計を用いた。

生涯賃金は、職業生涯の有り様によって変わってくる。それは人それぞれである。転職をしたり、一旦職から離れ、時間を置いて再就職したり、また、パートタイム労働をしたりする場合もある。

このように様々な職業生涯が考えられる中、本項では、次の二つの類型を設定し、それぞれについて平均的な生涯賃金を推計する。

#### 類型 1

学校を卒業してただちに就職し、その後、60歳で退職するまでフルタイムの正社員を続ける職業生涯

- ※ 転職は平均的にするが、転職の際、途中で職を離れる（失業あるいは非労働力化する）ことはないものとする。
- ※ 60歳は、定年年齢として最も多くの企業が採用している年齢であることを踏まえて設定した年齢である。
- ※ 定年時に退職金を得て、その後、平均引退年齢までフルタイムの非正社員を続ける場合も計算した。

#### 類型 2

同じ企業で、60歳で退職するまでフルタイムの正社員で勤め続ける職業生涯

- ※ 便宜上、これを「同一企業型」と呼ぶことにする。

本項の生涯賃金は、現在の各年齢の平均賃金を合計して得るものである。この点については、⑥解説の(1)を参照。

なお、フルタイムの非正社員を続ける場合も計算し、⑥解説(3)で紹介した。

**補足** 生涯賃金の計算で使用している「賃金構造基本統計調査」において 2020 年調査より学歴区分や労働者数の推計方法（復元倍率）などが変更された。これにあわせて、生涯賃金についても、今回から学歴区分を細分化した。さらに、生涯賃金を計算する際の賃金の合計方法についても精緻化する等の変更を加えた。詳細については本文の該当箇所に注として記載した。これらの変更により、本書における生涯賃金の計算期間は 2020 年以降となっている。それ以前の結果については過去のユースフル労働統計に掲載しているが、結果を比較する際には注意が必要である。

## ② 指標の作成結果

類型 1 の場合の生涯賃金を、男女別、学歴別及び企業規模別に計算した結果を図 21-1 に示す。定年退職を支給事由とする退職金を加え、60 歳後も平均的な引退年齢までフルタイムの非正社員として働き続けるとした場合の生涯賃金も計算し、図 21-2 に示した。

類型 2 の同一企業型職業生涯の場合の生涯賃金についても、男女別、学歴別及び企業規模別にまとめたものを図 21-3 に示した。

## ③ 作成結果の説明

学校卒業後フルタイムの正社員を続けた場合の 60 歳までの生涯賃金（退職金を含めない）は（図 21-1）、男性は高校卒 2 億円、大学卒 2 億 5 千万円、女性は高校卒 1 億 5 千万円、大学卒 2 億円となる。

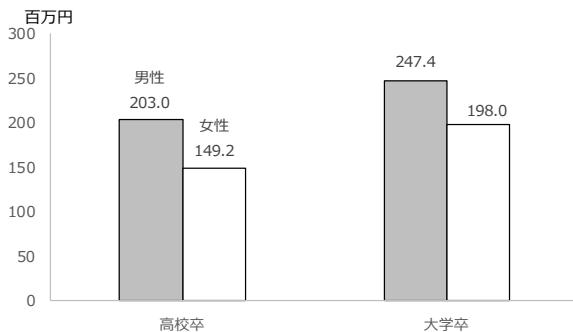
企業規模別では<sup>注</sup>、規模が大きくなるほど多くなる。例えば男性大学卒の場合、企業規模 1,000 人以上では 2 億 9 千万円にまで達するのに対し、企業規模 10~99 人では 2 億円と、9 千万円程度の開きがみられる。

**注** 転職する場合は同じ企業規模で転職するものとする。

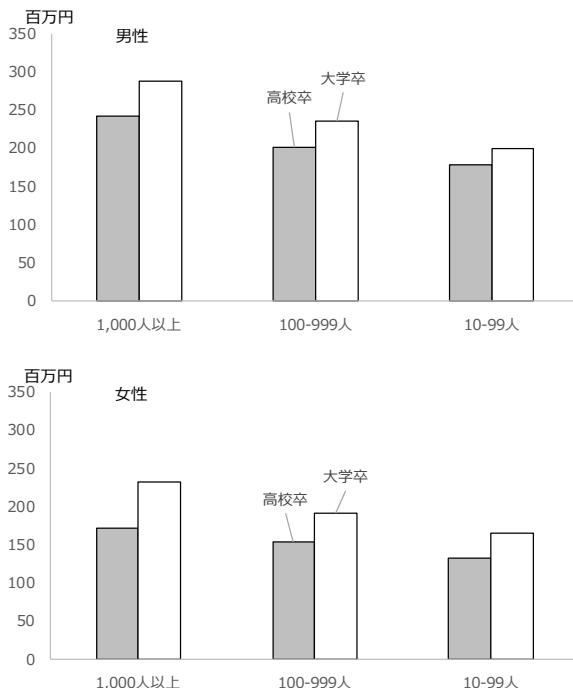
さらに、60 歳経過時点で定年を支給事由とする退職金を得て、その後、平均的な引退年齢まで非正社員で働き続けた場合の生涯賃金

をみると（図 21-2）、男性は高校卒で 2 億 6 千万円、大学卒では 3 億 2 千万円となる。女性は高校卒で 1 億 9 千万円、大学卒で 2 億 5 千万円となる。企業規模別にみると、大学卒の場合、男性は 10～99 人では 2 億 6 千万円であるのに対し、1,000 人以上では 3 億 7 千万円、女性は 10～99 人では 2 億 1 千万円、1,000 人以上では 2 億 9 千万円と、規模間でかなりの差がある。

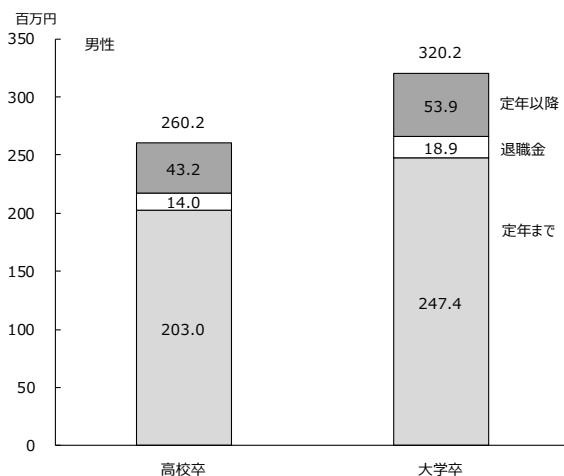
同一企業型の職業生涯の場合をみると、生涯賃金（定年まで、退職金を含めない）は（図 21-3）、男性は高校卒 2 億 4 千万円、大学卒 2 億 7 千万円、女性は高校卒 1 億 8 千万円、大学卒 2 億 3 千万円となる。学歴が高まるにつれて就業年数は短くなるが賃金水準が高くなるため、結果として生涯賃金が多くなる。企業規模別には、男性高校卒は 1,000 人以上規模で 2 億 7 千万円、10～99 人規模で 2 億円、男性大学卒は 1,000 人以上規模で 3 億円、10～99 人規模で 2 億 2 千万円、女性高校卒は 1,000 人以上規模で 2 億円、10～99 人規模で 1 億 5 千万円、女性大学卒は 1,000 人以上規模で 2 億 5 千万円、10～99 人規模で 2 億円となっている。

図 21-1 生涯賃金（定年まで<sup>注</sup>、退職金を含めない、2022 年）

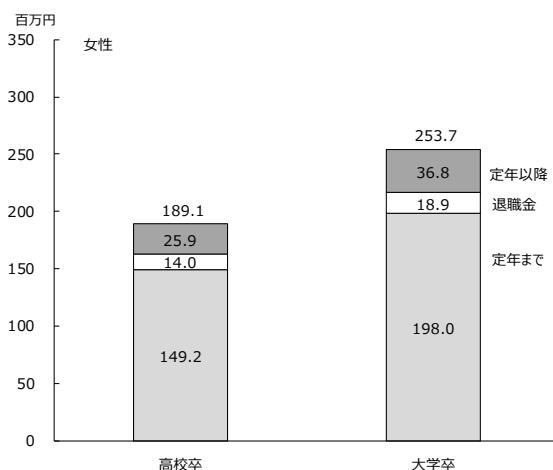
## 企業規模別



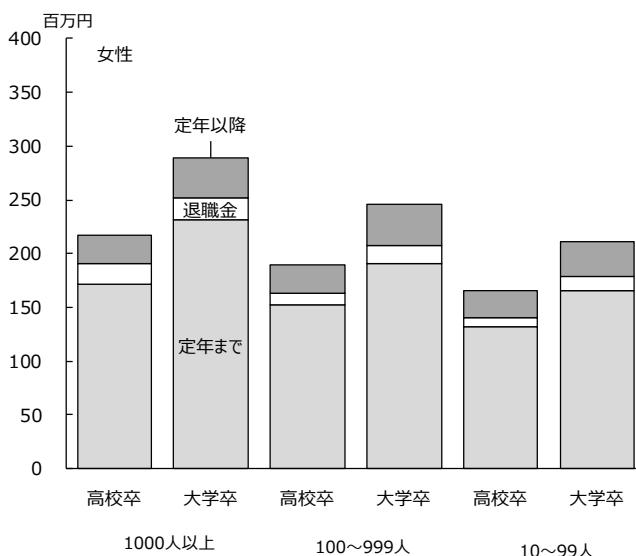
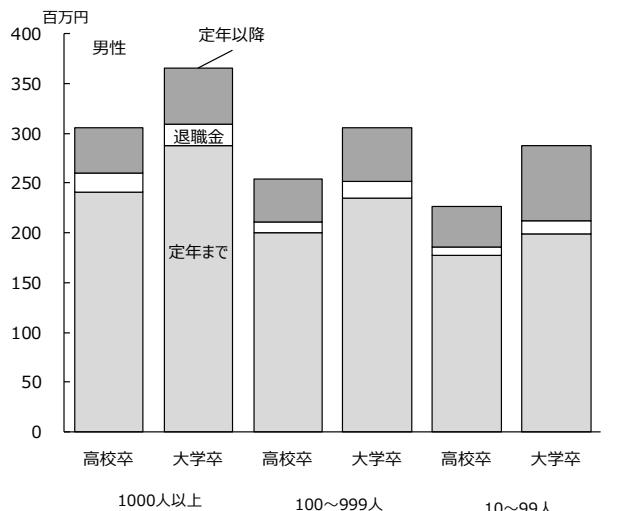
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

図 21-2 生涯賃金（引退まで<sup>注1</sup>、退職金<sup>注2</sup>を含む、2022 年）

注 1：学校卒業しただ  
ちに就職、60 歳で  
退職するまでフル  
タイムの正社員を  
続け退職金を得て、  
その後は平均引退  
年齢までフルタイ  
ムの非正社員を続  
ける場合



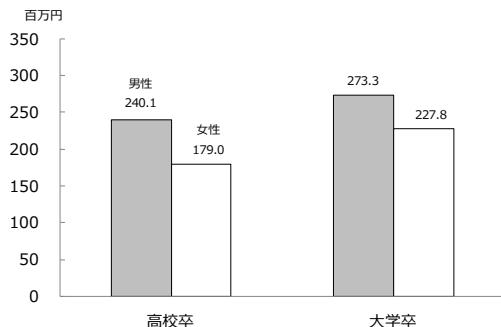
## 企業規模別



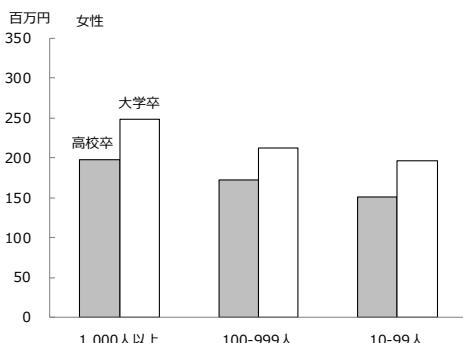
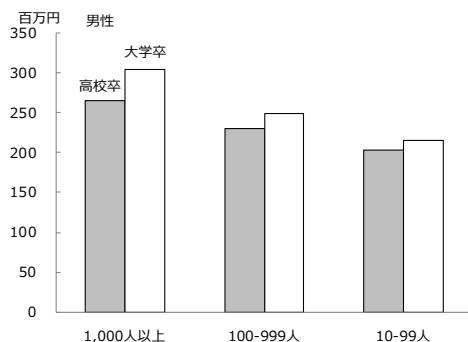
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、「就労条件総合調査」、総務省統計局  
「国勢調査」

注2：退職金の額は男女計のもの、2017年分のものである。

図 21-3 同一企業型の生涯賃金  
(定年まで、退職金を含めない、2022 年)



#### 企業規模別



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

#### ④ 指標の作成方法

生涯賃金の推計は、「賃金構造基本統計調査」における「一般労働者」の年齢階級別きまって支給する現金給与額と、年間賞与その他特別給与額（以下「年間賞与等」と呼ぶ。）を用いて行った。同調査では、1日の所定労働時間が短い又は1週の所定労働日数が少ない労働者を「短時間労働者」とし、短時間労働者に該当しない者のことを「一般労働者」と呼ぶ。一般労働者の労働は、フルタイム労働に該当する。きまって支給する現金給与額は6月の1か月分で、年間賞与等は前年の1年分である。

統計は、さらに雇用形態別に分かれ、原則5歳刻みの年齢階級別に作成されている。また、年齢と勤続年数の組合せから、学卒入職後、同じ企業で勤務していると判断できる一般労働者に限った「標準労働者」の統計もある。

類型1の正社員には、雇用形態が「正社員・正職員のうち雇用期間の定め無し」の統計を、類型2の同一企業型には、「標準労働者」の統計を、それぞれ利用した。

計算は、男女別、学歴別<sup>注</sup>、企業規模別に行った。

<sup>注</sup> 学歴については、2020年以降の「賃金構造基本統計調査」にあわせて、これまでの4区分から6区分に細分化した。なお、グラフではそのうち高校卒と大学卒の2区分について掲載した。

##### (類型1)

まず、各年齢における賃金総額を求める。これは、当該年齢の属する年齢階級のきまって支給する現金給与額を12倍したものと、一つ上の年齢の属する年齢階級の年間賞与等の合計とした。同調査で調べられている年間賞与等は、前年1年間の額であることから、一つ上の年齢の属する年齢階級の年間賞与等額を、当該年齢の年間賞与等とする。例えば、39歳の賃金総額を求める場合、35～39歳階級のきまって支給する現金給与額と、40～44歳階級の年間賞与等の額を用いる<sup>注</sup>。なお、2022年結果では、女性の中学卒の企業規

模 1,000 人以上において「～19 歳」の該当サンプルがなく、統計が得られなかつたため、便宜上、「20～24 歳」における 1,000 人以上と企業規模計のきまつて支給する現金給与額の比率を「～19 歳」の企業規模計のきまつて支給する現金給与額に乗じて推計した（年間賞与等も同様にした）。

注 「賃金構造基本統計調査」では、年間賞与等については前年 1 年間の額が調査されていることから、これまで時点を考慮して、翌年調査の年間賞与等を使用していた（たとえば 2020 年調査の賃金（2020 年 6 月の賃金）と 2021 年調査の賞与（2020 年 1 年間の賞与）を用いて 2020 年の生涯賃金を計算）が、今回より賃金と同じ年の調査結果の年間賞与等を使用することとした。これにより同調査の最新結果年での生涯賃金を計算できることとなった。類型 2 についても同様である。

そして、入職年齢から定年退職年齢まで、各年齢における賃金総額を合計し、生涯賃金とした。入職年齢は、中学卒 15 歳、高校卒 18 歳、専門学校卒 20 歳、高専・短大卒 20 歳、大学卒 22 歳、大学院卒 24 歳とした。定年退職年齢は一律 60 歳とし、60 歳の誕生月の月末に退職とした。4 月 1 日時点の年齢で考えて入職年齢から 59 歳までの賃金を合計し、生涯賃金とした<sup>注</sup>。

注 これまで定年退職日の決め方を 60 歳の誕生日の属する年度末とし、賃金の合計については単純化して入職年齢から定年年齢（60 歳）の賃金までを足し上げていた。今回、「賃金事情等総合調査」結果を参考に、定年退職日の決め方を誕生日の属する月の末日とするとともに、4 月 1 日の年齢を基準として入職年齢から 59 歳までの賃金を足し上げて生涯賃金を計算した。59 歳の賃金は 60 歳の誕生日を迎えた月の末日で退職することから、丸々 1 年分ではなく調整して 6.5 か月分としている。類型 2 についても同様である。

さらに、退職金を得た後、引退年齢まで非正社員としてフルタイムで働いたとした場合の額も求めた。

退職金は「就労条件総合調査」による定年退職者 1 人平均退職給付額を用いた。就労条件総合調査は、勤続 20 年以上、45 歳以上の退職者（雇用期間の定めのない者、パートタイムを除く）について退職金の支給額（退職年金の場合は退職時の年金現価）を概ね 5 年ごとに調べている。2018 年調査の退職金額（2017 年 1 年間の退職

分)を使った。男女別の退職金額の集計がないため、男女計のもので代用した。企業規模は30人以上である。定年を事由に退職した勤続20年以上の者の退職金で、勤続20年未満の者は含まれない。正社員・正職員で雇用期間の定め無しの場合、55～59歳階級の平均勤続年数は22.2年(賃金構造基本統計調査2022年、男女計)である。

引退年齢は、次項「21.2 雇用者の平均引退年齢」で国勢調査年ごとに求めた引退年齢を、2022年まで直線外挿して得た年齢(男性72.0歳、女性69.2歳)を用いる。

60歳から引退年齢までの各年齢について、59歳以前と同様に、当該年齢の属する年齢階級のきまつて支給する現金給与額を12倍した額に、一つ上の年齢の属する年齢階級の年間賞与等を加える。続いて、60歳から引退年齢まで、各年齢で求めた額を合計する。引退年齢の小数点以下の端数分は、1年分の額に端数の年数を乗じたものとする。

#### (類型2、同一企業型)

類型2の正社員同一企業型の生涯賃金は、「賃金構造基本統計調査」における「標準労働者」の各歳別統計を用いて計算した。標準労働者は、学校卒業後直ちに企業に就職し、継続勤務しているとみなせる一般労働者である。調査時点までは、同一企業型の職業生涯の途上にある者である。

補足 標準労働者に該当するどうかが調べられているわけではなく、調査された年齢と勤続年数から該当の是非が判断され、集計されている。例えば、大学卒の労働者の場合、年齢から勤続年数を引いた数が22又は23である労働者が、大学卒標準労働者とされる。年齢と勤続年数の要件は、同調査の報告書に記載がある。

標準労働者については、各歳別に所定内給与額の統計があるものの、きまつて支給する現金給与額の統計が作成されていない。そこで、所定内給与額から次のようにして求めた。年齢ごとに、当該年齢の属する年齢階級の一般労働者のきまつて支給する現金給与額

と所定内給与額の比率を、標準労働者の所定内給与額に乗じて、当該年齢の標準労働者のきまつて支給する現金給与額とした。

年間賞与等は、一つ上の年齢における額を用いる。先に述べたように、調査で調べられている年間賞与等は、調査年の前年1年間の額であるためである。

年齢ごとに、当該年齢について得たきまつて支給する現金給与額を12倍したものと年間賞与等を合計し、さらに、入職年齢から定年退職年齢まで合計し、同一企業型の生涯賃金とした。入職年齢は、高校卒18歳、専門学校卒20歳、高専・短大卒20歳、大学卒22歳、大学院卒24歳とした。定年退職年齢は一律60歳とし、その賃金については類型1と同様である。

なお、各企業規模の生涯賃金を求める場合、該当サンプルがなく、統計のない年齢が現れる。そのような年齢については、1歳若い年齢<sup>注</sup>における

当該規模の所定内給与額

企業規模計の所定内給与額

の比率を、当該統計の得られない年齢の企業規模計の額に乗じて、当該年齢、当該規模の所定内給与額とした(年間賞与等も同様にした)。

注 この処理は年齢の若い方から順に行っていく。

生涯賃金の計算に用いる年間賞与等で、中学卒では統計の得られない年齢が生じるため、同一企業型生涯賃金は、高校卒以上で計算している。

## ⑤ 指標のデータ

本項の推計結果は次のとおりである。









## ⑥ 解説（補足）

### (1) 賃金の合計の仕方

本項の生涯賃金は、現在の各年齢の賃金を合計して求めたものである。職業生涯は数十年に及び、その間、物価水準や全体の賃金水準が変化する。にもかかわらず、現在の年齢別賃金を合計するというのは、本項の方法は、賃金水準を現在のものに合わせるという考え方によつて立つてある。過去の賃金は、過去から現在に至る間の平均賃金の増減分だけ調整すると考える。例えば、40年前の20歳の賃金は、その後40年間の20歳の平均賃金の増減率だけ増減させる。結果的に、生涯賃金の平均は、現在の年齢別の平均賃金を合計すればよいことになる。

表にみるような、例えば2020年と2022年の生涯賃金の差は、前者は2020年時点の賃金水準に、後者は2022年の賃金水準に合わされたものであるから、2020年と2022年それぞれの時点における全体的な賃金水準の差ということになる。

本項の方法と違って、物価水準の違いを調整して生涯賃金を得ることも考えられる。過去と現在の消費者物価の増減率だけ、過去の賃金を増減し足し合わせる。現在60歳（或いは65歳）の者の生涯賃金というような限定をして行うことになる。このような計算で得た例えば1990年で60歳の者の生涯賃金と、2020年で60歳の者の生涯賃金の差には、職業生涯の期間における経済の実質的な水準の差（物価では説明できない差）、さらに1990年と2020年の物価水準の差が反映される。差は、賃金の世代間の違いという観点でみることができる。他方、今年、学卒入職した者の生涯賃金というような見方は難しい。

### (2) 生涯賃金で使用する雇用形態について

賃金構造基本統計調査は2005年調査から雇用形態の調査事項を充実させ、一般労働者について次の区分で統計が作成され、利用できるようになった。正社員・正職員かどうかは事業所の判断による。標準労働者の統計については従前どおりである。

一般労働者	正社員・正職員	雇用期間の定め 無し	(82.0%)
		有り	( 2.8%)
	正社員・正職員以外	無し	( 5.2%)
		有り	(10.0%)

注 1) ( ) 内は 2022 年調査の場合の構成比

2) 短時間労働者もこの 4 区分の統計が作成されるようになった。

一般労働者の中には、正社員・正職員以外で雇用期間の定め有りの者が 1 割程度存在する。

ユースフル労働統計では、生涯賃金の計算をする職業生涯の類型として、類型 1 ‘フルタイムの正社員を続ける’ に絞り、正社員・正職員で雇用期間の定め無しの統計を充てることにした。また、定年時に退職金を得てから平均的な引退年齢まで働く場合は非正社員としたが、これには、正社員・正職員以外で雇用期間の定め有りの賃金を充てた。

類型 2 は同一企業型とし、賃金構造基本統計調査の標準労働者の統計が従来どおりの条件で作られていて、これを当てはめている。正社員・正職員で雇用期間の定め無しに絞った標準労働者の統計がないが、年齢と勤続年数から学卒入職後勤続していると判断される者であるから、特に 30 歳代ともなれば、事実上、雇用期間の定め無しの正社員・正職員と思われる。

下に、賃金構造基本統計調査の統計区分と、ここで生涯賃金を計算している区分との関係を示す表を載せておく。

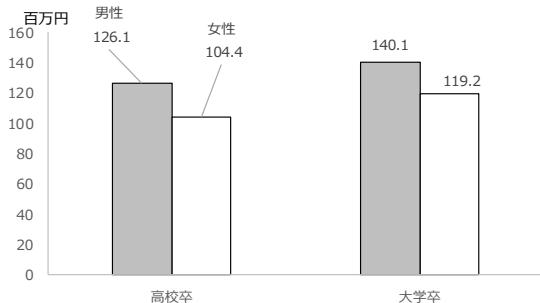
使用する 賃金構造基本統計調査の統計			生涯賃金
一般 労 働 者	正社員・正 職員で	雇用期間の定め 無し	類型 1 フルタイム正社員
		有り	
	正社員・正 職員以外で	無し	
		有り	フルタイム非正社員

一般労働者		
	うち標準労働 者	類型 2 同一企業型

### (3) フルタイムの非正社員を続けた場合

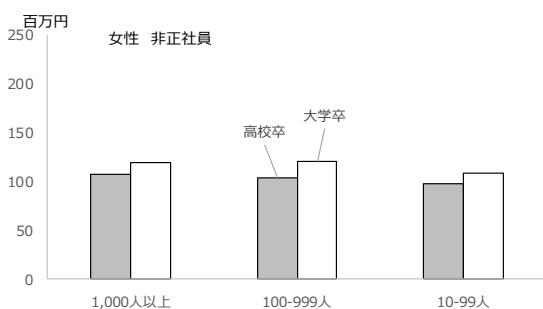
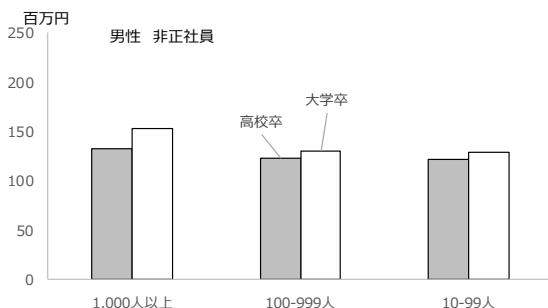
学校卒業後フルタイムの非正社員となり、そのままフルタイムの非正社員を続けた場合の 60 歳までの生涯賃金（退職金を含めない）も計算した（図 21-4）。男性では高校卒は 1 億 3 千万円、大学卒は 1 億 4 千万円、女性では高校卒は 1 億円、大学卒は 1 億 2 千万円である。企業規模別には、大学卒では男性は 10~99 人規模 1 億 3 千万円、1,000 人以上 1 億 5 千万円、女性は 10~99 人規模 1 億 1 千万円、1,000 人以上 1 億 2 千万円と、規模間の違いが正社員の場合に比べて少ない。

図 21-4 生涯賃金

(非正社員定年まで<sup>注</sup>、退職金を含めない、2022 年)

注：学校を卒業しただちに  
フルタイム非正社員として就職し、60歳で退職するまでフルタイムの非正社員を続ける場合

## 企業規模別



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

## 21.2 雇用者の平均引退年齢

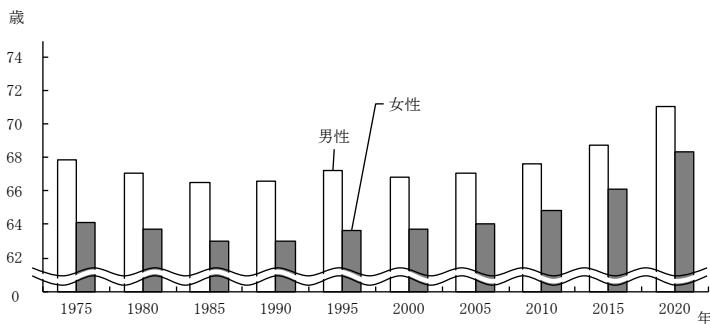
### ① 指標の解説

雇用者の引退年齢の平均を推計する。

### ② 指標の作成結果

推計結果は図 21-5 のとおりである。1975 年以降、5 年ごとに計算した。

図 21-5 雇用者の平均引退年齢



資料：総務省統計局「国勢調査」

### ③ 作成結果の説明

男性は、1985 年が一番早く、それ以降は徐々に遅くなり、1995 年から 2000 年にかけて早まったものの、2005 年以降は遅くなっている。女性も、1995 年から 2000 年にかけてはほぼ同じであったが、1990 年以降一貫して遅くなる傾向にある。

### ④ 指標の作成方法

平成 10 年版国民生活白書にならい以下のようにして求めた。

まず、50 歳以上の雇用者について、人口に占める雇用者の割合を 5 歳階級別に求める。この比率を、50～54 歳=100 になるように換算する。例えば、1995 年の場合、人口に占める雇用者の割合（雇用者／人口）は、

50～54 歳 0.765、55～59 歳 0.709、60～64 歳 0.457、……

なので、50～54 歳を 100 とすると、

55～59 歳 92.7、60～64 歳 59.8、……  
となる。

次に、これらの値について各年齢階級間の差をとり、それを隣り合った年齢階級の中央値の年齢間の引退者数（50～54 歳の雇用者を 100 とする割合、以下同じ）とする。今の例では、1995 年で  $100 - 92.7 = 7.3\%$  の雇用者が、50～54 歳の中央値（52.5 歳）と 55～59 歳の中央値（57.5 歳）の間に引退する、と考える。さらに、52.5 歳から 57.5 歳までの 5 年間は、各年、同じ数の者 ( $=7.3 \div 5$ ) が引退するとし、また、52.5 歳から 1 年間で引退した者は、計算上、53.5 歳で引退したものとする。こうして、53.5 歳から 57.5 歳までの各歳の引退者数を設定する。

以上より、50～54 歳の雇用者を 100 とする 53.5 歳以降の各年齢における引退者数が設定される（上限は、92.5 歳を最後に全員引退とした。）。年齢を当該年齢の引退者数で加重平均し、それを平均引退年齢とする。

## ⑤ 指標のデータ

指標の作成結果は次のとおりである。

表 21-4 雇用者の平均引退年齢

(単位：歳)

年	男性	女性
1975	67.9	64.1
1980	67.1	63.7
1985	66.5	63.0
1990	66.6	63.0
1995	67.2	63.6
2000	66.8	63.7
2005	67.1	64.0
2010	67.6	64.8
2015	68.8	66.2
2020	71.1	68.3

資料：総務省統計局「国勢調査」

### 21.3 生涯労働時間

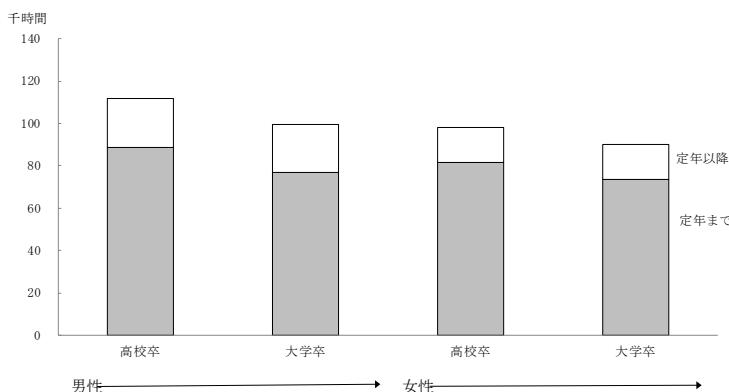
#### ① 指標の解説

本項は、学校卒業後すぐに就職し、平均的な引退年齢まで、フルタイム労働を続けるとしたときの総労働時間を推計する。

#### ② 指標の作成結果

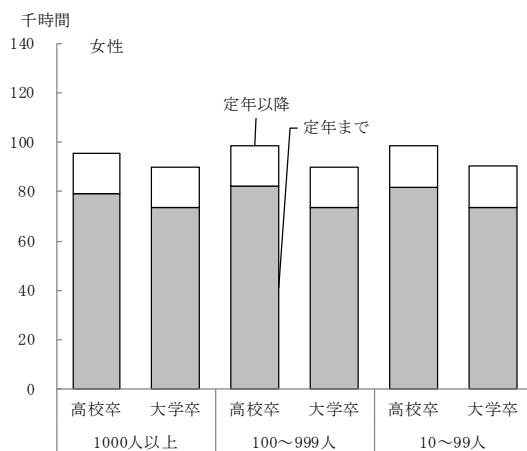
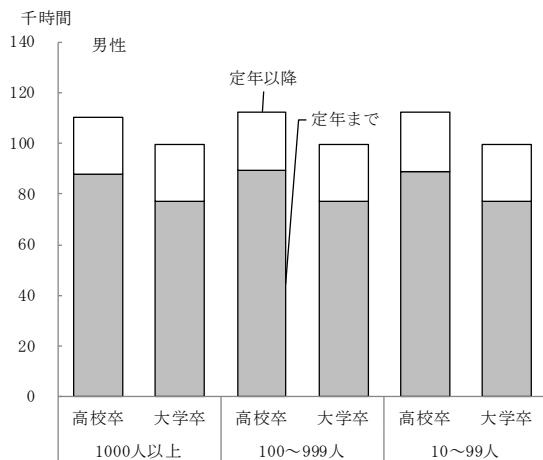
定年（60歳）までと定年以降に分けて推計した。男女別、学歴別にまとめた結果を図21-6に、企業規模別にまとめた結果を図21-7に示す。

図21-6 生涯労働時間（2022年）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、「毎月勤労統計調査」、総務省統計局「国勢調査」

図 21-7 企業規模別の生涯労働時間



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、「毎月勤労統計調査」、総務省統計局「国勢調査」

### ③ 作成結果の説明

学歴別では、男性が高校卒 11.2 万時間、大学卒 9.9 万時間、女性が高校卒 9.8 万時間、大学卒 9.0 万時間などとなっており、学歴が高いほど就業開始年齢が遅くなるため、それだけ生涯労働時間は短くなっている。企業規模別にみると、大きな格差はみられないが、企業規模が大きいほど短くなる傾向にある。

### ④ 指標の作成方法

生涯労働時間の推計は、「21.1 生涯賃金」と同様に「賃金構造基本統計調査」の変更に伴い学歴を細分化し、定年退職日の決め方について今回から変更を行っている（p. 304～p. 305 を参照）。

生涯労働時間の推計は、同調査による一般労働者の年齢階級別所定内労働時間及び超過労働時間を用いて行った。6月における労働時間であるため、まず、「毎月勤労統計調査」の6月の労働時間と年平均労働時間の比率を用いてこれを年平均月間ベースに変換した。

次に、年平均月間ベースに変換した所定内労働時間と超過労働時間を 12 倍して合計したものを、当該年齢階級における各年齢の年間労働時間と考え、入職年齢から平均引退年齢まで合計した。平均引退年齢は、「21.2 雇用者の平均引退年齢」による。そこで平均引退年齢を計算していない中間年は、直線補間して得た年齢とした。

### ⑤ 指標のデータ

推計結果は表 21-5 のとおりである。





## 21.4 コーホートの別にみた生涯労働時間

### ① 指標の解説

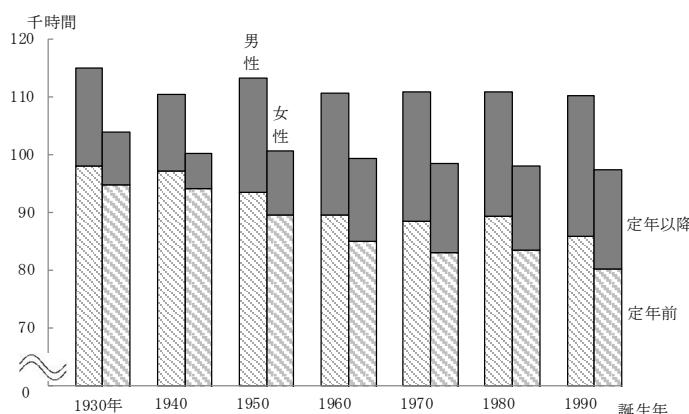
およそ 40 年の長期にわたる職業生涯における総労働時間は、その間の社会経済情勢、或いは労働時間法制の変化から影響を受けるはずであるが、21.3 で推計した生涯労働時間は、同じ年（2022 年の生涯労働時間であれば 2022 年）の年齢階級別の労働時間を合計したものである。

本項は、コーホート（出生時期を同じにする集団）の別に、生涯労働時間を推計する。1940 年生まれの人の平均的な就業開始年齢と引退年齢を推計し、その間の毎年の年間総労働時間の推計値を合計する。同じことを 1950 年生まれ、1960 年生まれなどについても行い、比較を試みる。それぞれには、職業生涯の間の社会経済情勢や、労働時間法制の影響が反映される。

### ② 指標の作成結果

学校卒業後すぐに就職し、引退まで中断なく働いた場合の、コーホートの別にみた生涯労働時間の推計値は図 21-8 のとおりである。

図 21-8 コーホート別にみた生涯労働時間



資料：総務省統計局「国勢調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、「毎月勤労統計調査」、「就労条件総合調査」、文部科学省「学校基本調査」

### ③ 作成結果の説明

結果をみると、誕生年が遅くなるにつれ、概ね生涯労働時間は短くなる。男性で 1930 年生まれの人は 12 万時間程度働いたが、1990 年生まれの人は 11 万時間程度まで短くなっている。また、いずれの誕生年においても、男性の労働時間の方が女性よりも長い。

なお、誕生年が 1950 年以降の労働者の生涯労働時間は、年間労働時間についての推計値を含んだ結果である。

### ④ 指標の作成方法

まず、各年に生まれた人の平均就業開始年齢、平均定年年齢、平均引退年齢を求める。次に、就業開始から引退するまでの各年齢について、その年齢に対応する年の賃金構造基本統計調査等により、その年齢における年間労働時間数を計算する。最後に、各年齢の年間労働時間数を合計する。

(平均就業開始年齢)

文部科学省「学校基本調査」（卒業後の進路に関する調査）によって、各年の中学卒、高校卒、高専卒、短大卒、大学卒、大学院修了者の就職者数が得られる。卒業時の年齢を中学卒 15 歳、高校卒 18 歳、高専・短大卒 20 歳、大学卒 22 歳、大学院修士修了 24 歳、同博士修了 27 歳と置くことで、学卒就職者の誕生年を逆算できる。これを利用して、同じある年を誕生年とする学卒就職者数を学歴別に求めることができる。各学歴の就業開始年齢（卒業時の年齢）をその学歴別学卒就職者数をもって加重平均して得た年齢を、その年を誕生年とする者の平均就業開始年齢とする。

この方法で、1995 年（直近のデータ 2022 年 - 大学院（博士修了）27 年）までの平均就業開始年齢を求める。それ以降は、1995 年までの時系列変化から推計した次式を使って求めた。

$$<\text{男性}> \quad Y=19.08+0.050t \\ (366.7) \ (22.9) \quad R^2=0.93 \ (\ ) \text{ は } t \text{ 値}$$

$$<\text{女性}> \quad Y=18.15+0.072t \\ (435.6) \ (41.2) \quad R^2=0.98 \ (\ ) \text{ は } t \text{ 値}$$

Y : 平均就業開始年齢

t : 年 (1954=0) 推計期間 : 1954~1995 年

#### (平均定年年齢)

厚生労働省「就労条件総合調査」(2004 年以前は「雇用管理調査」)による一律定年制の年齢別適用労働者構成比から、毎年の平均定年年齢を推計する。平均定年年齢だけさかのぼることで、逆に、各年について、当該年を誕生年とする労働者の平均定年年齢を求めることができる(調査結果がない年については近接する調査結果を用いた)。2023 年以降の平均定年年齢は、過去の時系列変化から次式を推計して求めた。1998 年から 60 歳定年制が施行されたことから、推計期間は 1998 年以降とした。なお、定年年齢の上限を 65 歳とした。

$$<\text{男女共通}> \quad Y=60.18+0.04t \\ (1751.4) \ (16.3) \quad R^2=0.92 \ (\ ) \text{ は } t \text{ 値}$$

Y : 平均定年年齢 t : 年 (1998=0) 推計期間 : 1998~2022 年

#### (平均引退年齢)

引退年齢は、「21.2 雇用者の平均引退年齢」の考え方を利用し、この指標から逆算することで、各年について、その年を誕生年とする労働者の平均引退年齢を求めた。2021 年以降の平均引退年齢については、過去の時系列変化から推計した次式を使って求めた。

$$<\text{男性}> \quad Y=65.9+0.097t \\ (306.4) \ (9.2) \quad R^2=0.70 \ (\ ) \text{ は } t \text{ 値}$$

$$<\text{女性}> \quad Y=62.6+0.092t \\ (569.1) \ (14.7) \quad R^2=0.83 \ (\ ) \text{ は } t \text{ 値}$$

Y : 平均引退年齢 t : 年 (1985=0) 推計期間 : 1985~2020 年



